主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

原判決の確定した事実関係に照らせば、上告人が訴外Dに被上告人を代理して本件契約を締結する権限ありと信じたことに過失があり、表見代理の成立は認めがたいとした判断は、正当としてこれを肯認することができ、その判断の過程に所論の違法はない。それ故論旨は理由がない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

郎	_	田	松	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
誠		田	岩	裁判官
— 郎	健	隅	大	裁判官